

公立大学法人滋賀県立大学教職員等の発明等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 45 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「大学」という。)の教職員等がその職務に関連してした発明、考案、意匠の創作、品種の育成、プログラム等の創作、ノウハウ、データおよび成果有体物にかかる権利を大学に譲渡する手続について必要な事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務発明等 教職員等が職務に関連して大学の資金、施設、設備その他資源を使用して行った研究または業務により生じた発明(特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 2 条第 1 項に規定する発明をいう。以下同じ。)、考案(実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)第 2 条第 1 項に規定する考案をいう。)、意匠(意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 3 条第 1 項に規定する意匠をいう。)、品種(種苗法(平成 10 年法律第 83 号)第 3 条第 1 項に規定する品種をいう。)、プログラム(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。)、データベース(著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に規程するデータベースをいう。)、ノウハウ、データおよび成果有体物をいう。
- (2) 教育研究組織の長 学部長、全学共通教育推進機構長および附属施設長をいう。なお、発明者等が事務局等に属する教職員等である場合は「教育研究組織の長」を「所属長」に読み替えるものとする。
- (3) 教職員等 大学の役員および教員、職員、その他大学に雇用されるすべての者をいう。
- (4) 発明者等 職務発明等をした教職員をいう。
- (5) プログラム等 プログラムおよびデータベースをいう。
- (6) プログラム等の著作権 プログラム等にかかる著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利および外国における当該各権利に相当する権利をいう。

(権利の承継)

第 3 条 大学は、教職員等の職務発明等について、この規程の定めるところにより当該職務発明等にかかる権利を承継することができる。

(発明等の届出)

第4条 教職員等は、職務発明等を発明、考案または創出したときは、速やかに職務発明等届(別記様式第1号)に関係書類を添え、教育研究組織の長を経由して理事長に届け出るものとする。この場合において、教育研究組織の長は、意見書(別記様式第2号)を添えて提出するものとする。

2 職務に関連して創作したプログラム等、ノウハウ、データおよび成果有体物にかかる第1項の届出については、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 共同研究契約または受託研究契約に基づく研究の成果として創作したプログラム等、ノウハウ、データまたは成果有体物であって、有償で第三者の企業等に利用させる可能性がある場合

(2) 特許出願等にかかる発明等の実施に有用な場合

(3) 職務の成果として創作したプログラム等、ノウハウ、データまたは成果有体物であって、企業等に提供またはその利用を許諾する可能性がある場合

(4) その他理事長が必要と認める場合

(権利承継の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、当該職務発明等にかかる権利を大学が承継するかどうかを決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにその旨を文書により教育研究組織の長を経由して発明者等に通知するものとする。

(権利譲渡の義務)

第6条 発明者等は、職務発明等にかかる権利について理事長が前条第1項の規定により大学が承継すると決定したときは、速やかに譲渡書(別記様式第3号)を教育研究組織の長を経由して理事長に提出し、当該権利を大学に譲渡しなければならない。

(特許の出願等)

第7条 理事長は、前条の規定により職務発明等にかかる権利を大学が承継したときは、適切に特許、実用新案登録、意匠または品種登録の出願および出願審査または実用新案技術評価の請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、出願審査または実用新案技術評価の請求を行う必要がないと認める場合には、これを行わないことができる。この場合、当該職務発明等に係る権利については、その発明者等に無償譲渡することができるものとする。

3 発明者等は、職務発明等について、理事長が第5条第1項の規定により大学が承継しないと決定した後でなければ、出願、第三者への譲渡、実施の許諾等の当該職務発明等にかかる権利の処分を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があるときは、この限りでない。

4 発明者等は、前項ただし書の規定による出願を行ったときは、速かに個人特許等出願届(別記様式第4号)に関係書類を添え、教育研究組織の長を経由して理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、出願審査または実用新案技術評価の請求および特許料納付の要否を決定するために、発明者等に対し関係書類の提出を求めることができる。

(外国特許権等の取得)

第8条 理事長は、第6条の規定により大学が承継した職務発明等について、外国における特許権、実用新案登録、意匠または品種登録に相当する権利の取得を図ることを決定することができる。

(補償金の支払)

第9条 理事長は、大学が発明者等から職務発明等にかかる権利を承継したときは、当該発明者等に対し、権利1件につき、発明の場合は10,000円、それ以外の権利の場合は5,000円の補償金を支払うものとする。

2 理事長は、大学が職務発明等に係る権利の運用により収入を得たときは、当該職務発明の発明者等に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を合算して得た額の補償金を支払うものとする。

(1) 30万円以下の金額 100分の30

(2) 30万円を超え50万円以下の金額 100分の20

(3) 50万円を超え100万円以下の金額 100分の10

(4) 100万円を超える金額 100分の5

3 理事長は、大学が職務発明等に係る権利を譲渡して収入を得たときは、当該職務発明等の発明者等に対し、当該収入の額に100分の30を乗じて得た額の補償金を支払うものとする。

4 理事長は、特別の事情により前2項の規定により難しい場合における補償金の額については、別に定めることができる。

(補償金の支払決定通知)

第10条 理事長は、前条の規定による補償金の支払を決定したときは、速やかに、その旨を文書により教育研究組織の長を経由して発明者等に通知するものとする。

(共同発明者等に対する補償金)

第11条 第9条に規定する補償金は、当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(発明者等の負担した出願費用)

第12条 理事長は、大学が第6条の規定により発明者等から職務発明等にかかる権利を承継した場合において、当該発明者等が既に出願手数料その他の出願に要

する費用を支出したときは、当該発明者等の申出により、理事長が必要と認める範囲内において当該費用に相当する額を当該発明者等に支払うことができる。

(退職したときの補償金)

第 13 条 第 9 条に規定する補償金および前条に規定する費用に支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者等が退職した後も存続する。

(不服の申出)

第 14 条 発明者等は、第 5 条第 1 項の規定による職務発明等にかかる権利の承継についての決定に不服があるときは、同条第 2 項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に不服申出書(別記様式第 5 号)を教育研究組織の長を経由して理事長に提出することができる。

2 発明者等は、第 9 条第 2 もしくは同条第 3 項の規定による補償金の支払に係る決定または第 12 条の規定により認められた費用の額について不服があるときは、第 10 条の規定による通知を受けた日または第 12 条の規定による支払を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に不服申出書を教育研究組織の長を経由して理事長に提出することができる。

3 理事長は、第 1 項および前項の規定による不服の申出を受けたときは当該不服の申出に対する決定を行い、当該不服の申出を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、その結果を教育研究組織の長を経由して当該不服の申出を行った発明者等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 発明者等、当該発明者等の所属する教育研究組織の長その他職務上職務発明等に関係のある者は、当該職務発明等の内容その他発明者等および大学の利害に関係のある事項について、当該職務発明等の出願が公開されるまで、その秘密を漏らしてはならない。

(学生がした発明等)

第 16 条 学生(発明等の時点で大学との間で当該発明等に関連する雇用関係が無い場合に限る。)が行った発明等については、この規程における発明者等および発明等として取扱うことについて当該学生と大学の間で合意している場合は、この規程を準用する。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学発明委員会規程は、廃止する。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号(第4条関係)

職 務 発 明 等 届	
	年 月 日
理事長	様
	所属研究院 教育研究組織名 職名
	氏名 印
<p>このたび次の発明等をしたので、滋賀県立大学教職員等の発明等に関する規程第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
発明等の名称	
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	

- 注 1 関係書類として発明等の内容および発明等に至った経緯および職務発明等の権利承継等の要否判断基準のいずれに該当するかならびにその理由を記載した書面を添付してください。
- 2 発明等が2人以上の方により共同で行われた場合(教職員等以外の方と共同で行われた場合を含む。)には、共同発明者等の氏名、共同発明者等相互間の持分の割合およびその根拠を記載した書面を添付してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
- 4 発明者等が事務局等に所属する職員である場合は、「所属研究院」および「教育研究組織名」を合わせて「所属」に修正してください。

様式第2号(第4条関係)

意見書

年 月 日

理事長 様

教育研究組織名

職名

氏名

印

次の発明について、次のとおり意見を述べます。

- 1 発明等の名称
- 2 発明者等の所属研究院・学部等および職氏名
- 3 発明等をするに至った経緯
- 4 職務発明等か否かに関する意見
- 5 権利の承継に関する意見

大学が権利を承継する必要がある

大学が権利を承継する必要はない

- 6 持分に関する意見

- (1) 発明者等の意見

発明者等の持分	他の共同発明者等の住所、氏名および持分

- (2) 教育研究組織の長の意見

発明者等の持分	他の共同発明者等の住所、氏名および持分

- 7 その他必要な事項

注 1 3 発明等をするに至った経緯および4 職務発明等か否かに関する意見

は、職務発明等か否かの認定資料となるよう詳細に記載してください。

2 4 持分に関する意見の項は、共同発明等の場合に記入してください。

3 発明者等が事務局等に所属する教職員等である場合は、「教育研究組織名」および「所属研究員・学部等」をそれぞれ「所属」に修正してください。

譲 渡 書	
年 月 日	
理事長	様
所属研究院 教育研究組織名 職名 氏名 印	
滋賀県立大学教職員等の発明等に関する規程第6条の規定により、次の発明等に係る次の権利を大学に譲渡します。	
1	発明等の名称
2	譲渡する発明等に係る権利
	特許を受ける権利 特許権
	その他 ()
	備考

注 1 共同発明等の場合には、他の共同発明者等が譲渡に同意している旨を記載した書面を添付してください。

2 既に特許権等を取得している場合には、関係書類を添付してください。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

4 発明者等が事務局等に所属する教職員等である場合は、「所属研究院」および「教育研究組織名」を合わせて「所属」に修正してください。

5 学生についても、雇用関係があり職務発明等に該当する場合で権利を大学が承継した場合、または雇用関係が無い場合で「滋賀県立大学教職員等の発明等に関する規程」の適用を受けることに合意する場合は、本様式を提出してください。

個人特許等出願届

年 月 日

理事長 様

所属研究院

教育研究組織名

職名

氏名

印

次の発明等について、滋賀県立大学教職員等の発明等に関する規程第7条第3項ただし書の規定に基づき発明者等の名義で特許等の出願を行ったので、同条第4項の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

1 発明等の名称

2 出願年月日

3 出願番号

4 緊急に出願を行った理由

注1 出願に係る関係書類またはその写しを添付してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

3 発明者等が事務局等に所属する教職員等である場合は、「所属研究院」および「教育研究組織名」を合わせて「所属」に修正してください。

不 服 申 出 書

年 月 日

理事長 様

所属研究院

教育研究組織名

職名

氏名

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった職務発明等に関する 決 定

費用の額

について、不服があるので申し出ます。

(不服の理由)

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2 発明者等が事務局等に所属する教職員等である場合は、「所属研究院」および「教育研究組織名」を合わせて「所属」に修正してください。